

「住民が、医療や介護を受けながらも、人生の最後まで住み慣れた地域で、自らが選択し自分が望むより良い暮らしが継続できる」を目指して

～在宅で安心して暮すために私たちができること～

職種：薬剤師

職種が目指していること：「薬」から「人」への構造的な転換を図り、処方箋に基づく調剤・服薬指導業務のみならず、地域医療・在宅医療へ積極的に参画し、介護予防・健康増進サービスの提供等による健康サポート機能の拡充、感染症対策などの公衆衛生の向上のための取組を推進し、24 時間対応可能な地域包括ケアシステムの一員としての役割を発揮していく。

		サービス名	対象者	内容	費用等
職種としてできること	医療保険	調剤・服薬指導等による薬学的管理及び患者支援	処方を受ける全ての住民	・処方内容チェック（重複投与・飲み合わせ等）、医師への処方提案、患者への服薬指導、ポリファーマシー（多剤服用や潜在的不適切処方など）対策 ・調剤後の継続的な服薬指導、服薬状況、患者の病状、ADL 等の把握による薬学的管理と患者支援（ご自宅への電話対応などによるフォローも可） ・処方医やケママネ等関係機関に対して薬学的管理と患者支援等により得られた情報の提供 ・退院時カンファレンス等への参加による情報共有 ・訪問薬剤管理指導（居宅療養管理指導）による薬学的管理と患者支援 ・コロナの影響によるオンラ	調剤技術料 薬学管理料 薬剤料 医療材料費 ＊サービスの内容により相違あり 訪問薬剤管理指導料 （650 点、原則月 4 回、がん等の疾患により月 8 回まで）＊介護保険がある場合は居宅療養管理指導が優先

職種紹介シート

				イン受診後の調剤対応	
	介護保険	調剤・服薬指導等による薬学的管理及び患者支援	要介護者（要支援者）	居宅療養管理指導による薬学的管理と患者支援	居宅療養管理指導料（517単位、原則月4回、がん等の疾患により月8回まで）
	その他	介護予防・健康増進サービスの提供等による健康サポート		- 定期的なお薬相談会による地域住民への薬学的支援 - 低栄養・フレイル・サルコペニアチェックによる健康相談 - 地域イベント（お祭りやサロンなど）でのお薬・健康相談	
専門職として伝えたい事	これまで薬剤師は薬の専門家として薬剤の適正使用を目的に処方箋調剤や患者への服薬指導を中心に業務を行ってきました。しかし、急速な高齢化に伴う地域包括ケアシステムの中で「薬」から「人」への構造転換を図っております。地域医療・在宅医療へ積極的に参画し、地域多職種連携の一端を担うべく、介護予防・健康増進サービスの提供等による健康サポート機能の拡充、かかりつけ薬剤師による個別最適化な対応、シームレスな情報共有体制などに力を入れております。薬の専門家という強みを活かして、地域包括ケアシステムの一員としての役割を発揮していきたいと考えております。				
専門職として困っていること、問題点	薬局を訪局された患者に関する薬学的な問題点についてはかかりつけ医へ相談可能ですが、暮らしの中での問題点などについては相談先や連絡方法がわからないことが多いです。 また、薬剤師が対応可能な事項に関する認知度が低いことに起因して、多職種からの要望や依頼が少なく、地域住民の健康サポートに十分な対応ができていないと感じています。				
その他	【薬局（薬剤師）の分類（制度）】 <u>かかりつけ薬剤師</u>：薬物療法だけでなく、健康や介護に関する豊富な知識と経験を持ち、適切な指導や相談に応じることができる薬剤師。一人の患者に対し一人の専属の薬剤師が書面による契約を行い、薬学的な総合管理の他に24時間対応や在宅への対応などが可能。 <u>健康サポート薬局</u>：関係機関との連携体制が構築されており、地域住				

職種紹介シート

	民の健康維持・増進を具体的に支援（お薬相談会、栄養相談など）することが可能。 <u>地域連携薬局</u>：入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等で地域の薬局と連携しながら一元的・継続的な対応が可能。 <u>専門医療機関連携薬局</u>：がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応が可能。
--	---